

地域ごとのまちづくり計画対話シート

作成日：令和4年（2022年）8月19日

作成者：（課名）市民協働推進課

（氏名）阪西 敏

1 基本情報

項番	入力欄
まちづくり協議会名	まちづくり協議会コミュニティ末広
地域ごとのまちづくり計画	【基本目標】 (1) 安心・安全なまちづくり
	【具体的な取り組み】 (1)-2-6 廃品回収持ち帰りの対策
取組内容の関係課	(クリーンセンター) 管理課 (クリーンセンター) 業務課

2 対話の状況

<p>(1) 実施概要</p>
<p>ア 日時： 令和4年（2022年）8月19日（金）午前9時35分～10時35分</p> <p>イ 場所： ドリーム末広（宝塚市立末広小学校内）</p> <p>ウ 出席者： 以下のとおり</p> <p>＜まちづくり協議会＞ コミュニティ末広 ●●</p> <p>＜関係課＞ クリーンセンター 管理課 金子課長、川添係長 クリーンセンター 業務課 二宮課長</p> <p>＜協働の取組推進担当次長＞ 安心ネットワーク推進室 前田室長</p> <p>＜市民協働推進課＞ 阪西職員</p>
<p>(2) 確認できたこと</p>
<p>ア コミュニティ末広から、本年2月18日に推進シートの提出があった5項目のうち「廃品回収持ち帰りの対策」について、その内容・趣旨等を説明した。</p> <p>イ クリーンセンター業務課から「末広コミュニティとの協議」との資料（別添）を出席者に配布し、 （ア）コミュニティ末広の区域の大半が現在は市直営の収集を行っていること （イ）どの地域においても燃えるごみの収集を朝から行うため、資源ごみの収集は午後になることが多いこと （ウ）紙・布の収集については現時点での計画として令和5年度から市内全域で民間事業者への委託を予定しており、その委託先事業者により不法持ち去り防止効果が見込めること などを説明した。</p> <p>ウ クリーンセンター管理課から、 （ア）不法持ち去りの事象を見かけた場合に、住民が不法持ち去りに注意するとトラブルにつながりかねないため、クリーンセンター管理課に通報してほしいこと （イ）後追いにはなるものの、管理課職員が可能な範囲で注意して回っていること （ウ）資源ごみの集団回収を実施している地域では、通常のごみ収集日時とは別の日時に行うことが多いことに加えて、主催団体の役員等が立会いをするため、不法持ち去り防止に有効であること （エ）資源ごみの集団回収補助金には用途の制約が少なく、地域として有効に活用いただけること などを説明した。</p> <p>エ さらに、コミュニティ末広から、ごみステーションの設置場所に関する悩みについても質問をした。</p> <p>オ クリーンセンター業務課から、 （ア）ごみステーションの設置場所は共同管理していただく区域ごとの住民の総意で決めていただくしかないが、現在は最寄りの住居の居住者の承諾書を提出していただいていること （イ）事前にお届けいただければ、ローテーションによる多少の位置移動も可能であること （ウ）カラス等の鳥獣による被害を防ぐ目的で金属製のゲージ等を使用する場合、公道上に常時設置することは禁止されているので、不使用時には折りたたんで片付けるなどの措置をお願いしていること などを説明した。</p> <p>カ その他、ごみの出し方のマナー・ルールの確認や、きずな収集により地域が助かっている話などをした後、この案件「廃品回収持ち帰りの対策」に関する対話を終えた。</p>

令和4年8月19日

末広コミュニティとの協議

クリーンセンター業務課

○末広小学校区の状況(R04.4.1)

※伊子志4丁目、東洋町は全体の数

地区	逆瀬川1丁目	伊子志 1~3丁目	末広町	伊子志4丁目 (1、10~12番)	東洋町(1番)	
世帯数	845	1,742	135	※461	※363	2,145世帯
人口	1679	3,608	378	※847	※838	4,355人
ごみST	47	163	7	※21	※5	243
収集	直営	直営	直営	※直営,委託	直営	
もやすゴミ	月・木	月・木	月・木	月・木	月・木	
かん・びん	2・4火	2・4火	2・4火	2・4金	2・4火	
紙・布	2・4金	2・4金	2・4金	2・4火	2・4金	

※伊子志2丁目はグランドール逆瀬川はコンテナ収集 (かんびん)2・4水 (紙布)2・4火

※伊子志4丁目はサンハイツ逆瀬川はコンテナ収集 (かんびん)2・4水 (紙布)2・4火

○市内ごみ収集の状況

市域内の約80%のごみ収集を民間事業者へ委託。残りの約20%を市直営で収集している。末広小学校区は伊子志4丁目の一部を除いて市直営で収集している。

直営の収集エリアでは、午前中にもえるごみを収集し、午後からかん・びん、紙・布などの収集を行うスケジュールとなっている。

紙・布の収集については、市域内の約80%を宝塚市エコリサイクル事業協同組合に委託している。紙・布収集については将来的には市域内全エリアを民間事業者へ委託する方向で検討を行っている。民間事業者は自分たちの収集エリアをパトロールし、他社を排除しようとするので、集団回収エリアにも一定の効果が見込める。

○宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例

(再生資源の持ち去りの禁止)

第15条の2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者(次項において「市等」という。)以外の者は、前条第1項の規定により指定されたごみステーションに同条第2項の規定により排出されたごみのうち、新聞紙、缶、びんその他の再生資源で規則で定めるもの(次項において「特定再生資源」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して特定再生資源を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平 24 条例 33・追加)